

○事務局長専決規程

制 定 昭 35. 6.10 達 1
最近改正 平 23.12.20 決裁

第 1 条 事務局長は、別に定めがある場合を除くほか、この規定の定めるところにより管理者の権限に属する所管事務を専決することができる。

第 2 条 事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)本組合同規約第 11 条に規定する職員で常勤の者（以下「職員」という。）の欠勤、私事による旅行の届出等諸願届に関する事
 - (2)職員の職務に専念する義務の免除に関する事
 - (3)職員に 2 泊 3 日以内の出張を命ずる事
 - (4)日雇労働者等の雇用に関する事
 - (5)職員の宿日直、休日勤務及び休日の振替に関する事
 - (6)法令、条例その他の規定又は決定による報酬、給料、旅費その他給与の支給に関する事
 - (7)1 件 1,000 万円以下の工事の施行及び 1 件 500 万円以下の物件、労力その他の調達の決定に関する事
 - (8)不用品の処分決定に関する事
 - (9)水防分団の副分団長以下の任免に関する事
 - (10)軽易又は定例の告示、公示に関する事
 - (11)軽易又は定例の報告、申請、照会、回答、諮問、届出、通知、進達、副申等に関する事
 - (12)既決の事務事業の軽易な変更に関する事
 - (13)組合費の分賦並びに補助金の交付申請に関する事
 - (14)収支命令書の発行及び予算節の流用に関する事
 - (15)物品の管理に関する事
 - (16)法令、条例、規則等の規定に基づいて行う軽易な処分その他の権限の行使に関する事
 - (17)前各号に掲げるもののほか、軽易若しくは定例の事務事業の施行決定又は軽易若しくは定例の事務の執行に関する事
- 2 前項により専決できる事項であっても、異例若しくは規定の解釈上疑義のあるもの又は事務局長が重要と認めるものについては、副管理者の決裁を受けなければならない。
- 第 3 条 事務局長は、非常災害時その他場合において緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず機宜の処置をとることができる。ただし、実施後遅滞なく副管理者に報告しなければならない。

附 則

この規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭 53. 3.29 達 3）

この規定は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 60.11.25 達 1）

この規程は、昭和 60 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平 18. 4. 1 達 2）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 20. 3.31 達 1）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 23.12.20 決裁）

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。